

二〇一八年 安居次講

『改邪鈔』史考

草野 顯之

開講の辞

このたび、二〇一八年安居の次講講者を拜命し、身の引き締まる思いである。講者は長らく大谷大学の歴史学科で教鞭をとってきた者であり、専門的には真宗史を学んできた。そのため、親鸞聖人の著述を始めとする真宗聖教に触れる機会はあったが、それはあくまで真宗史を研究するうえでの史料として学ぶことが多かった。したがって、今回の安居において次講を担うに当たっても、歴史学的観点から聖教を学んでいくこととしたい。そう考えたうえで選んだのが、その成立に歴史性を強く持った聖教と言われる『改邪鈔』である。

『改邪鈔』は第三代覚如上人が撰述された二十箇条からなる聖教である。覚如上人の生涯を描いた『慕婦絵』（次男従覚師作）や『最須敬重絵詞』（毫撰寺乗専作）によると、上人常随の門弟であった毫撰寺乗専が望んで、建武四年（一二三三七）九月に口述筆記されたものであるという。覚如上人の六十八歳の時であった。『改邪鈔』の奥書によると、同書は親鸞聖人が如信上人に口伝えられた、正しい教えを述べたものであるという。それを裏づけるように、「われはこれ賀古の教信沙弥の定なり」

（第三条）や「某閉眼せば、賀茂河にいれて魚にあたうべし」（第十六条）など、よく知られた聖人の言葉が散見される。

覚如上人は、数多くの聖教を著されているが、『執持鈔』・『口伝鈔』と本書が代表的な三部作であると言われることもあるし、『口伝鈔』が顕正の書、『改邪鈔』が破邪の書であり、両書で破邪顕正を表されたものであるとも言われる。いずれにせよ、この『改邪鈔』が覚如上人の教えを伝える重要な聖教であることは間違いない。

さて、『改邪鈔』撰述に至る覚如上人の動向を尋ねてみると、延慶三年（一三二〇）四十一歳で大谷廟堂（後の本願寺）の留守職を継承した覚如上人は、以降、越前・伊勢・尾張・三河・信濃、また東国等を巡って親鸞聖人の門弟やその末流等と交流を深められていた。そして、六十三歳となられた元徳四年（一三三二）には、再度東国におもむかれ、奥州大綱で如信上人の三十三回忌を営まれた。この時参集した親鸞聖人門弟の末流二十四人を、聖人の一流を相伝する遺弟であると定められたという（所謂「二十四輩」）。そして、その五年後に『改邪鈔』が撰述されていること、その第一条目に二十四輩に言及されていることから、『改邪鈔』撰述の意図・背景に、こうした親鸞聖人末流の統合という、覚如上人の生涯をかけた課題があったであろうことは容易に推測できる。そういう意味で歴史性を強く持った聖教と言われるのである。

こうした本書の性格は、『最須敬重絵詞』に「末流迷倒の邪路をふさがんがために条々規式を定め」られたのが『改邪鈔』であると言われることから明らかである。ここで言う「条々規式」とは「箇条書きにされた規則」というほどの意であるが、口述筆記した乗専が、本書を「規則」と受け取ったのは、こうした覚如上人の『改邪鈔』撰述に至る歴史的背景を考慮すれば当然のことであろう。

『改邪鈔』の二十箇条は、口述筆記のためであろうか、内容的に一貫しているとは言えない。それを、今回の安居では十節に分けて読み進めていきたいと考えている。

すなわち、一節・第二節では第一条・第二条で展開される「名帳・絵系図の諸問題」を検討する。

この二箇条は、本書の冒頭に置かれているせいか、本書撰述の第一の目的であると言われる事もある。この二箇条が仏光寺了源師の行動を批判したものであることは確かであるが、冒頭に置かれたことで『改邪鈔』全体があたかも了源師への批判であるかのように誤解してはならない。同時に、名帳・絵系図が覚如上人が批判されるような内実を持っていたかどうか、改めて検討されなければならない。

第三節では、第三条で触れられている「裳無衣と黒袈裟」の問題を検討する。本章は、裳無衣・黒袈裟という姿を「後世者ぶつたふるまい」と批判され、その姿は遁世者であり時宗の徒であるとされる。それでは、裳無衣と黒袈裟とはどういう衣体なのか、また遁世者とはなにを意味しているのか、さらにそれは時宗の徒の姿なのか、またそうした姿をすることが何故批判の対象となるのか、歴史的

な検証に基づいて、検討していく。

第四節では、主に第八条で展開される「わが同行、ひとの同行」の問題を検討する。この箇条は、当時、同行の争奪ということが盛んに行われていたことを批判されたものである。それでは、そうした同行の争奪の実態はどうであったのか、また当時、師弟関係はどう考えられていたのか、さらにどういう門徒団でそうした問題が起こっていたのかなど、検討すべきことは多い。また、第四条・第五条もこの問題に関連する部分があるので、総合的に考えていく。

第五節では、第六条に見られる「本尊・聖教の悔返」ということを取り上げる。「悔返」という中世社会で広範に見られる慣習が、真宗の世界でも問題となつていことは大変興味深い。そうした意味で、中世社会の慣習としての「悔返」と、ここで言われる「本尊・聖教の悔返」ということの共通点と相違点を確認しながら、この箇条の意味を考えてみたい。併せて、第七条の問題にも触れる。

第六節は、第十六条に述べられる「没後葬礼と中世の葬送」についてである。ここでは、法会の折に信心の論議をせずに没後葬礼の話ばかりをしていることを批判されたものである。そこで、そもそも日本中世の葬送儀礼とはいかなるものであったのか、また覚如上人はそれをどう受け取られていたのかなどを確認しつつ、没後葬礼の問題を深めていきたい。

第七節では、第十八条で批判される「知識帰命の異義」を考える。この箇条では、やみくもに師を善知識と仰いで追従する同行の姿を批判されているが、そもそも親鸞聖人の知識観はどうであったのか、また覚如上人と同じなのか違うのかなどを検証して、こうした批判が生まれた背景を探ってきたい。

第八節では、第十四条の「なまれる声」ということを検討する。「なまれる声」は「坂東声」とも言われていて、報恩講の坂東曲の源流と言われることがある。それはどの程度認められるのか、報恩講の歴史をたどりながら、この問題を深めていく。

第九節では、第九条・第十二条・第二十条で論じられる「道場の建立」という問題を考える。ここでは、親鸞聖人の道場観を確認し、さらに大谷廟堂＝本願寺がどのような建築として発展していたのかを検討して、覚如上人による批判の目的を考えていく。

第十節では、以上に取り上げなかった箇条の内容を確認しておく。

また、以上に紹介した『改邪鈔』の読解に先だって、『改邪鈔』撰述の意図や歴史的背景を確認する意味で、「覚如上人と『改邪鈔』」と題して、覚如上人の時代の本願寺の情況や、覚如上人の生涯を概観してみる。こうした歴史的経過の中に、覚如上人による『改邪鈔』撰述の契機や、覚如上人が『改邪鈔』の撰述を通して目指された地平を窺っていきたいと考えている。

二〇一八年七月一七日

草野 顕之

vi

目次

開講の辞

第一章 覚如上人と『改邪鈔』	1
第一節 覚如上人誕生当時の大谷廟堂	1
第二節 覚如上人の生涯と『改邪鈔』	10
第三節 『改邪鈔』の成立と如信上人・覚如上人の関係	25
第二章 『改邪鈔』の読解	34
第一節 名帳・絵系図の諸問題1	34
第二節 名帳・絵系図の諸問題2	45
第三節 裳無衣と黒袈裟	52

vii

第四節	わが同行、ひとの同行……………	60
第五節	本尊・聖教の悔返……………	66
第六節	没後葬礼と中世の葬送……………	69
第七節	知識帰命の異義……………	75
第八節	なまれる声と報恩講……………	83
第九節	道場の建立ということ……………	89
第十節	その他の箇条……………	96
現代語訳……………		107

凡 例

- 一、史料引用は読み下し、漢字は常用漢字など通行の字体に改めた。
- 一、底本がカタカナ書きのものは平仮名に改め、句読点を打ったものもある。
- 一、参考にした先行研究は、末尾に【参考文献】として一括し、参考にした箇所に研究者名を【】で示した。
- 一、参照した史料は、末尾に【史料出典】として一括し、引用した箇所に（ ）で示した。『真宗聖典』に所収される聖教に関しては、その頁数を（ ）に入れた。

第一章 覚如上人と『改邪鈔』

第一節 覚如上人誕生当時の大谷廟堂

大谷廟堂の成立 『改邪鈔』は本願寺第三代覚如上人が撰述した聖教である。「開講の辞」でも述べたように、本書はその成立に歴史性を強く持っていると言われる聖教である。このため、『改邪鈔』の内容をより深く理解するためには、『改邪鈔』が書かれた当時の時代背景や、その時代の真宗のあり方、また覚如上人の立場などを学んでおかなければならない。そのために、まず覚如上人が誕生した大谷廟堂の成立過程を述べておく。

周知のごとく、大谷廟堂とは親鸞聖人の墓所として創建された建物である。

親鸞聖人は、弘長二年（一二六二）に示寂するが、その遺骸は京都東山の西の麓、鳥部野の南の辺、延仁寺で荼毘に付された。そして、遺骨は同じ鳥部野の北の大谷に納められた（『真宗聖典』七三六頁）。

当初は、真宗高田派専修寺蔵『善信聖人「親鸞」伝絵』や本願寺派本願寺蔵『善信聖人絵』によると、

墓標として石柱（笠塔婆）が建てられ、廻りを垣で囲うといいたって簡素な墓地であった。その十年後の文永九年（一二七二）、親鸞聖人の末娘である覚信尼は、関東の親鸞門弟の力を借りて、吉水の北の辺に仏閣を建て、親鸞聖人の影像を安置した大谷廟堂を建築し（『真宗聖典』七三七頁）、自らはその留守を受け持った。この大谷廟堂が覚如上人の時代に本願寺として発展していくのである。

この大谷廟堂は、覚信尼夫妻と関東門弟が協力して建てられたものであったが、その敷地は覚信尼の夫である小野宮禅念が提供した。この小野宮禅念は廟堂創立後二年を経た文永十一年（一二七四）にこの土地を妻の覚信尼に譲ることとなるが、その譲状（『本願寺文書』）には「一ミヤウはうにハ、ゆつりたはうたハしは、御心にて候へし」との担保文言が付されている。これは「一名房に譲るか譲らないかは、あなたの御心に任せます」との意であるが、この奇妙な言い回しには事情がある。

この譲状に言われる「一名房」とは、覚信尼と小野宮禅念との子である唯善師の童名である。実は、小野宮禅念は覚信尼にとっては後夫であり、先夫である日野広綱との間に覚恵師という長男があった（『日野一流系図』）。小野宮禅念が覚信尼に、二人の間の子供である一名房（唯善）にこの地を譲るか譲らないかは、あなたに任せますという担保文言を譲状に記したのは、こうした家族関係を慮ったことであった。

覚信尼の寄進 こうして大谷廟堂の敷地は小野宮禅念から覚信尼の手へと伝えられた。そして、譲状を認めた翌建治元年（一二七五）に小野宮禅念は没してしまふ。そこで、覚信尼はこの敷地をどう取り扱ったらよいか慎重に考えたのであろう。建治三年（一二七七）にこの敷地を大谷廟堂そのものに寄進することとし、十一月七日に寄進状を認めて顕智房・教念房に送った（『専修寺文書』）。

その寄進状には、「みき、くたんのちは、あまかくしんがさうてんのところなり、しかるを、こしんらん上人はかくしんかち、にてをはしますゆゑに、むかしのかうはしさによて、上人のおはかところ、なかくゑいたいをかきてきしんしたてまつる物なり」、すなわち大谷廟堂の敷地は、私が相伝した土地であります、親鸞聖人は私の父でありますから、昔の愛おしさによつて、聖人の御墓所に永久に寄進いたします、と明瞭に記されている。そして、この寄進状に添付された文書には、この寄進状は先に猿島の常念房に関東門弟達に披露してくださいと送りましたが、同行は数多くおられるので、寄進の事実を知らない人もおられるだろうから、顕智房と教念房にさらに多くの人に披露してくださいと、同じ事を書いて送ります、と見えている。したがって、寄進自体は十一月七日に先んじて行われ、まずは猿島の常念房に知らされていたことがわかる。

さらにこの文書には、敷地に建つ大谷廟堂を預かっていく私の子孫が、この土地を売ったり質に入れたりしても、それを認めず、この文書を証拠にして公家や武家に訴訟を起し、この土地を御墓の地

にしてください、と関東門弟に廟堂の保全を依頼しているのである。この寄進状とそれに添付された文書が、関東門弟にとって大谷廟堂の地の保全を監督する根拠となったのである。

寄進先に関する異説 このように、覚信尼が敷地を御墓所（大谷廟堂）に寄進した事実は疑いないが、過去、この寄進先について関東門弟であるとの理解が優勢であった。それは、寄進状と添付された文書が一紙に連続して記されており、添付文書の宛先が「しんらん上人のゐ中の御てしたちの御なかへ」とあることから、この宛先すなわち「田舎の御弟子」＝関東門弟が寄進先であると誤解されていたのである【藺田、『本願寺史』】。

しかし、この関東門弟へ寄進したという説については有力な異説が現れた【園村】。それによると、この寄進状は一通の文書ではなく、前半部分の寄進状と、後半部分の置文的内容を持つ添付文書とに分けて考えるべきであるという。そうすると、当時は寄進状において、寄進先は本文中に記すのが慣例であるから、本文中に見られる「上人のおはかところ」が寄進先にまちがいないというのである。そして、寄進状に添えられた置文的内容の文書は「寄進された土地＝御墓所に立つ廟堂の管理について」門弟中に宛てたものであるという。その廟堂の管理・監督についての置文的内容の文書の宛先が「田舎の御弟子」なのであるから、廟堂の管理・監督が「田舎の御弟子」に託されたのであり、それを

を寄進先とするのは誤りであるという。

この説は鎌倉時代の古文書の様式を踏まえた有力な説であり、講者もこの説に賛同する。そして、なにゆえ覚信尼が廟堂の敷地を墓所に寄進したかと考えてみると、それには、日本中世の物の移動に關する觀念に關係していると思われる。

日本中世の慣習法 日本の中世社会を動かしていた法は、『御成敗式目』に代表される武家法、そして公家法や寺社法など多数あったが、一般の人々の社会生活に最も影響があったのは成文化されていない慣習法であったと言われる。その一つにももの移動についての慣習法があった【笠松一九八四】。すなわち、日本の中世においては、ものが所属を変えたとき、その後、そのものに対して、二つの力が働くという。一つは今の所属に留まろうとする力、いま一つはもとの所属に復帰しようとする力である。ここで力というのは、人々の觀念と言い換えてもよい。

土地の移動を例に取ってみると、中世の土地の売券や寄進状などには、「地発」とか「地興」という言葉がよく見られる。それは、たとえ「地発」があったとしても、売り手や寄進人は土地を取り戻すことは出来ない、というような叙述として見られるという。また、「天下一回の徳政により、地興の沙汰有りといえども、改動有るべからず」と書かれた土地売券もあり、ここから、この「地発」は